

第 7 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

（平成28年6月24日（金）：午後4時30分～午後6時19分）

○委員長 皆さん、こんにちは。今日は第7回ということで、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会をこれから始めたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

最初に、新しく年度も変わりまして、役職の方々が交代しているということですので、まず、部長の方からご紹介とそれから自己紹介も含めてお願いをいたします。

○福祉部長 皆さん、こんばんは。福祉部長でございます。本日は今年度初めてになりますけれども、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会にお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年、委員長、副委員長を初め、委員の皆様には活発にご議論いただき、おかげをもちましてこちらのプランがこの3月にでき上がったところでございます。今年度はこのプランに基づきまして、着実に事業を進めていきたいと考えてございます。一足飛びになかなか全てができるということではありませんが、今申し上げましたとおり、一步一步着実に進めていきたいと考えておりまして、今年度この委員会の委員の皆様には、そのためにも引き続いて昨年度同様にさまざまなご提案、建設的なご意見、そういったものをいただければと思っております。そのことをまずはお願い申し上げまして、簡単ですけれども、最初のご挨拶とさせていただきます。今年度また皆様、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、そのほかの課長を含めて自己紹介をどうぞよろしく願いいたします。

○管理課長 この4月に福祉部管理課長に着任いたしました。今回、皆様からのご意見を頂戴しながら、着実に地域福祉について進めていきたいと考えております。なかなか知らないことが多い中で、皆さんにご指導賜ること多いと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○建築課長 この4月から建築課長を拝命しました。よろしく願いいたします。福祉畑の方はなかなか不案内なことが多くはございますが、練馬区民でもございますので、皆様と一緒にしながら福祉のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○地域福祉係長 どうぞよろしく願いいたします。地域福祉に関しましては、皆さんにご指導いただきながら一歩ずつ進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、早速ですけども、資料の確認をしていただきたいと思います。

○管理課長 まず、事前にお配りした資料なのですが、次第が1枚です。それから次に、委員会委員名簿が1枚、それから資料1、推進委員会の進め方について、こちらが1枚、それから資料2が災害時における介護・障害福祉サービス事業者との連携体制の構築について、こちらが1枚、それから資料3がやさしいまちづくり支援事業についてです。こちらが事前にお送りした資料になります。

それから本日机上に配付させていただきました資料が、まずずっと住みたいやさしいま

ちプランの概要版が1部、それから練馬区社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画が1部、それからやさしいまちづくり支援事業のリーフレットと冊子が1部ずつ、こちらが本日配付した資料になります。皆様、おそろいでしょうか。

○委員長 大丈夫でしょうかね。それでは、早速議事を進行させていきたいと思えます。

今日は最初に、総合計画の概要の説明をいただくという形になっていますけれども、その次に、推進委員会の進め方について、それから各事業について、そして今後のスケジュールということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事次第の2つ目の練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の概要についてご説明をお願いしたいと思います。

○地域福祉係長 それでは、私から、ずっと住みたいやさしいまちプランの概要版を使いまして、計画の概要について説明させていただきます。3月に冊子の方をお配りしておりますので、簡単に説明いたします。

まず「“やさしいまち・ねりま”の目標」ということで、「ともに支え合う だれもが自由に社会参加できるまち」ということを目標にしております。目標の中には2点ポイントがあるかと思えます。地域の人々がさまざまな人が暮らしているということに気づいて、お互いを認め合ってともに支え合って暮らせるまちを目指すということが1点。もう1点は、建物や道路などの物理的なバリアフリー、そして人々の意識などの心のバリアフリーを進めていって、誰もが自由に社会参加できるまちをつくるという、この2点がこの目標のポイントになっているかと思えます。

この計画の計画期間ですけれども、平成27年度から平成31年度までの5年間になっております。

それから次に、「福祉施策の重点化と総合的な展開を図るためのプランです」ということで、これまで地域福祉計画と福祉のまちづくり総合計画が2つに分かれていたものをそれぞれ合わせまして、取り組みもそれぞれたくさんあったものを重点化して、ハードとソフトの両面から総合的に展開していこうという、そういったプランになっております。

次に、プランの全体像です。先ほど申し上げました計画の目標「ともに支え合う だれもが自由に社会参加できるまち」の実現に向けまして、基本理念として3つ、「共感」「協働」「推進」という基本理念、それから取り組みの視点も3つありまして、視点1が「『気づき』の輪を広げます」、それから視点2が「その人らしい暮らしを支えます」、視点3として「バリアの解消に取り組みます」ということで、この目標、基本理念、取り組みの視点を踏まえて、4つの施策を展開していくというつくりになっております。

右側のページは取組項目と取組内容が書かれておりまして、こちらはそれぞれ4つの施策の中に事業が全部で49事業入っております。

次に、4つの施策ということで、施策の取組項目についてごく簡単に説明をさせていただきますと、まず、施策1が「ともに支え合う地域社会を築く」ということで、「みんなで支え合い、見守りあい、だれもが安心して暮らし続けるまち」、こういったまちを目指していくための取組みが書かれております。

取組項目の1つ目としまして、「つながり、見守る地域づくりに取り組む」ということで、こちらは重点事業となっております。こちらは昨年3月に策定いたしましたみどりの風吹くまちビジョンの戦略計画の8番にも取り上げられているものになっております。取

組項目 1 の中の事業としましては、「平常時に緩やかに見守り合える地域づくりに取り組む」、「災害時要援護者の支援を充実する」、こういったものが書かれております。

取組項目 2 としまして、「地域の福祉力を支える担い手を応援する」ことで、事業としましては、新規事業になりますけども、「（仮称）地域福祉フェスタの開催」ということが挙げられております。

取組項目 3 として、「地域課題を自ら解決する力を引き出す」ということで、事業としましては、「やさしいまちづくり支援事業の創設」が挙げられております。

次に、施策 2 として「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」。こちらは「だれでも行きたい場所へ出かけられるまち」を目指そうということで、主にハード面の整備に関しての取り組みが載せられております。

取組項目 1 としましては、「使いやすい公共・スムーズに移動できる経路を増やす」ということで、事業としては、「駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化」、「誰もが利用しやすいスポーツ環境づくり」、こういった事業が挙げられております。

取組項目 2 としましては、「安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす」ということで、事業としては、「安心・快適なトイレ普及（福祉のまちづくり整備助成制度）」が挙げられております。

次に、施策 3 として「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」ということで、「だれもが、その人らしく、便利で快適に暮らしやすいまち」、こういったまちを目指そうという取り組みが載せられております。

取組項目 1 としまして「学び合いで、個性をのびし、感性を育む」。事業としては、「小学生ユニバーサルデザイン体験教室の拡充」が挙げられております。

取組項目 2 として「利用しやすい情報・案内で安心・快適な生活を支える」。事業としては、「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」、こういったものが挙げられております。

取組項目 3 としまして、「やさしいまちづくりの取組のすそ野を広げる」事業としては、「『まちを笑顔にするための第一歩』の推進」が挙げられております。

次に、施策 4 ということで、「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」。「福祉サービスが充実し、利用しやすいまち」を目指していこうという取り組みが載せられております。

取組項目 1 としましては、「保健福祉サービス利用者の権利擁護を推進する」。取組項目 2 としまして「社会福祉法人等への指導、助言を充実する」。それから取組項目 3 として「生活困窮者の自立を支援する」という内容が載せられております。

以上、簡単ではありますが、やさしいまちプランの概要について説明させていただきました。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

昨年度の 1 年間かけて議論してきましたので、復習的な感じになりましたけども、資料の論点について今ご説明いただきました。既に冊子になっていますので、これについて現時点で議論して、この冊子が変わるわけではないのですけども、皆さんからご感想も含めてご意見がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

全体のほかの事業とも関連してくる部分があるかと思しますので、先に推進委員会の進め方について、これは資料1ですけれども、そちらの方の説明をいただきましょうか。

○地域福祉係長 それでは、資料1の推進委員会の進め方について説明させていただきます。

今年度あと3回推進委員会を予定しているのですけれども、やさしいまちプランの主な取組項目の中から新規事業や充実させていく事業を中心にしまして、事業を各回いくつか取り上げまして、説明、報告をさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

今日第7回の委員会では、主に施策1の中から災害時における事業連携、地域福祉コーディネーター、やさしいまちづくり支援事業、この3つを取り上げてご意見を伺えればと考えております。

それから次回、第8回は10月中旬を予定しております、主に施策2から幾つかの事業を取り上げて、説明、ご意見をいただければと思っております。今年度第3回、そしてこの第1期の最終回になりますけれども、2月初旬を予定しております、内容としては主に施策3、4について事業を取り上げて、ご意見いただければと思っております。それが一番最後の会になりますので、委員会のまとめをできればと考えております。

○委員長 平成28年度の推進委員会の進め方についてご説明いただきました。後ほど少し詳しくお話をいただきますけれども、本日は施策1ということですね。それから施策2、施策3、4という順番で進めていきたいというご説明です。

これについては何かご質問等ございますか。これはよろしいですね。

それでは、内容に入っていった方がいいと思しますので、資料2、災害時における介護・障害福祉サービス事業者との連携体制の構築についてご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○庶務係長 皆さん、こんばんは。福祉部管理課庶務係長でございます。よろしく願いいたします。

私から、資料2によりまして、災害時における介護・障害福祉サービス事業者との連携体制の構築につきまして説明をさせていただきたいと思います。

災害時要援護者に対する安否確認などにつきましては、この間、区職員、民生児童委員並びに防災会などの避難支援関係者の方々のご協力をいただきまして、安否確認などの支援体制に取り組んでいるところでございますが、これに加えまして、この4月から介護・障害福祉サービス事業者の皆様と災害時における連絡体制を構築し、災害時の支援体制を強化するよう、現在検討会を設けて検討を行っているところでございます。

1番目として、検討の内容でございます。2つあります。1つ目は要援護者の安否確認ということで、事業者の方が契約した利用者の方の安否確認をした際は、その情報を区にも伝えていただく、情報提供をしていただけないだろうかというのが1つ目です。2つ目でございますが、現在例えば自宅でサービスを受けている方も、場合によっては被災時には自宅にいられない場合もあろうかと思います。その際の避難先としては避難拠点であるとか福祉避難所が想定されるのですけれども、そういった場所においてもサービス提供を受けられないだろうかということについてご相談をしているところでございます。以上、この2つにつきまして最終的には協定を結ぶことができればと考えているところでござい

ます。

次に、検討会の構成メンバーでございます。介護につきましては介護サービス事業者連絡協議会、障害につきましては障害福祉サービス事業者連絡会、それぞれの会から推薦いただいた方と区の方の所管も入りまして、検討を進めております。現在、月 1 回ペースで検討しているところでございます。

最後に、スケジュールになります。今後の予定でございますが、およそ 1 年間かけてまして 28 年度末、29 年の春ごろには安否確認等に関する協定を締結できればと考えているところでございます。

まだ話し合いは始まったばかりでございますけれども、福祉部として災害対策についてこんな取り組みをしているということをご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、今の災害時における介護・障害福祉サービス事業者との連携体制の構築について、いろいろ皆さんからのご発言をいただければというふうに思います。

○委員 よろしいですか。

私は、避難拠点運営連絡会会長をやっております、拠点にこの要援護者名簿が来ているわけです。それでその名簿を学校に預けて、避難拠点運営連絡会と民生委員、町会長等々が集まって、それを見るということなのですね。私のところは小さい町会ですけど、名簿をお預かりしているのですが、今説明のあったお話し合いがどうなっているかということ、皆さんがやっていることが我々に届いてないものですから、まだやり始めたばかりということですが、もう少し進んだ段階でおりにくるものなのか。これを見ますとかなりメンバーが入っているようですが、要するに各 99 校の避難拠点運営連絡会にはきちんとおりにないよう記憶しております。災害はもういつやってくるか、今日もあるような感じで怖いぐらいですから、私は一緒になって会議に入って進めるべきじゃないかというふうに感じております。

○委員長 そのあたり体制の問題と、それからもう一つは議論している段階で、ある程度まとまった段階でそれぞれ校区単位でしょうか、町内会ですとか、そういうところに流していくのか。やはり今、委員ご指摘なのは、やはりいつでも、非常時の災害といいながら今はもう平時の災害みたいな、日常的な災害になりつつあるような感じですので、少しスピードを上げた方がいいのではないかという、そういう内容も含んでいる委員のご発言ではないかというふうに思いますが。

○委員 スピードというのと、それから要援護者名簿を預かっている身としては、町会長でもありますし、拠点運営連絡会はかなり動いているので、いろんなことをわかっていないと。ただ、町会長としてとか、要援護者名簿をどうそこで扱うかというのは全然わかってない状態ですから、その辺が取り扱いをどうしたらいいのか。拠点にはこうしてほしいとか、民生委員がこれだけ入っていくとか、町会長と連絡を取っていくとかしないと、拠点連絡会は、災害時は避難してくる方の世話で精いっぱいですよ。そうすると要援護者の方を、町会や民生児童委員、皆さんが面倒見るだけでいいのか。やっぱり名簿を置かれている以上は拠点もかかわりがないわけではないので、そういう方が来たときの受け入れ態勢とか、どうなるのか物すごく心配しているところなのですね。学校に名簿があるわけ

ですから、学校もどうしようかという状態ではないかと思っております。その辺どうなっているのか、ちょっとお知らせください。

○管理課長 まず最初に、今回スタートしたばかりのこの体制についての検討会についてご報告をさせていただきましたが、今何を考えているかをご説明いたします。それぞれの避難拠点に名簿をお預けして、何かあったときお願いしますということをお願いしているのですけれども、それとは別に新しい仕組みとして、例えば介護保険のサービスを受けている方とか、それから障害者のサービスを受けている方というのは、サービスを提供している事業者さんの方が自分たちがふだんサービスを提供している方たちのことを、災害があればやはり心配されるわけですね。そして、例えば見に行つて、ああ、ご無事でよかったという情報を区にもいただきたいというお願いを今しているのがこのサービス事業者との連携なのです。区が仮にお願いしなかったとしても、それぞれのサービスを提供している方たちは区のために何か働いてくださいと申し上げなくても、当然それは人としても心配だ、確認しましたという情報をいただくことができれば、区としては区民の方お一人お一人がどういう状況になっているのか安否を確認をする中で、この方はご無事なんだな、この方は避難所に避難されてるんだなということが確認できるので、まずはお持ちの情報をいただいけませんかということは今、事業者さんをお願いしているという状況です。

プラスその情報をいただきたいということとあわせて、今、熊本の地震があったときに、おうちにないとサービス提供できないのですかということに関しては、避難所に避難した後でもサービス提供してあげてくださいという国の大きな方向性が出されていますので、この協定の中では通常であればご自宅でサービスを提供するものについて、国の方でもそれは避難した先でも提供してあげてくださいよという考え方が示されているので、それに向けてさらに話し合いを進めていきたいと考えているのです。

ですから、介護保険や障害者のサービスを受けている方に対しての安否の確認とサービスの提供を今までの仕組みに上乘せする形でやっていこうと考えています。通常の災害要援護者名簿の方の話がこのことによって変わるわけではないのですけれども、いろいろなやり方で区として心配をしている、いわゆる災害弱者といわれるような方たちに対して、こういう仕組みで手が届くからこっちはやらなくていいということではなくて、いろいろな形で安否が確認できる、サービスが提供できるような仕組みを、いってみればもう少し目を細かくというんでしょうか、行き届くような形にしていきたいと思っております、内容はまだ詰まっていないです。事業者さんと話を本年度になって本格的に始めて、月1回のペースでやっていますけれども、余り細かいところまで詰めて協定を結びましょうということになると、本当にいつ協定結べるかわかんなくなってしまうので、ある意味では概括的にはありますけれど、今年度まずは一緒になってやっていくということで、協力してくださいというところについて大枠合意をした上で、来年度以降細かいところについて、どういう形で安否の情報を区にいただくことができるのか。どういうふうな体制を整えておいたらサービスの提供をしていただきやすいのかというところを詰めていこうと思っておりますが、今年度中に協定を結ぶつもりでおりますので、それについては皆様の方にも情報提供させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員 今行おうとしているのはわかりました。ただ、現実に小学校拠点には名簿が来ていますよね。それを地域の町会長、民生委員さんで共有していただきたいということなのです。

が、その名簿を持ってどこにその方がいるかということ、日ごろ民生委員さんがわかっていればいいのですが、拠点の人はそこまではやってないですね。名簿をお預かりしているけれども、その方たちは民生委員、町会長がみんな共有して、ある程度どこにいらっしゃるかということを知ってほしいということではないのですね。そうすると我々は避難拠点連絡会の仕事をしていて、災害時に避難拠点にお連れしたり、いらした方を受け入れるようにということなのか、日ごろから名簿を共有して、この町会なり拠点にはこういう名簿があって、どの辺にそういう方がいるか日ごろ多少なりとも知っておいて、あちらの方なのねとか、あの民生委員さんが携わっている方なのねということが会議でわかったり、たまには訓練のときにお呼びして一緒に勉強するというのも大事なとふと思ひましてね。外まで行くのは本当に連絡会のメンバーは無理かもしれませんが、受け入れのときも多少違うんじゃないかなとふと思ひました。

○委員長 それでその話と両方一緒にすると少し混乱してきていますので、まず、ここでの説明は、今、事業者とのネットワークや連携体制を構築しようとしています。毎月 1 回ずつ会議をやっているのも、もしできればどんな議論が今されているのかとか、そういう情報も提供してくれるといいのではないかとというのが委員のお話だと思うのですね。

だから、もう 6 月に入っていますので、例えばこれまでの 2 回こんな話をしましたよと、そういう事例だけでも説明をしていただけますか。最終的には事業者と区との間で協定をするという形になると思ひますので。

それからもう一つ、私の方から追加して、安否確認をしたものは区だけに情報提供されるのか、それとも避難拠点の方にまで提供されるのか、そのあたりもご説明いただけますでしょうか。

○庶務係長 安否確認とサービス提供という大きな柱があるのですけれども、まず、安否確認の方で基本的な話をオーソライズしていきたいということで、それを中心に今話をさせていただいています。まず、どんな状況のときに安否確認をしていただくのかということから始まっているわけなのですけれども、事業者においてもまず自分のところの安全確認ができた段階で安否確認をそれぞれ契約している利用者に使っていただくという話をさせていただいております。実際の話としては、安否確認の手段というのが訪問なのか電話なのかメールなのかとか、その取りまとめをどんな形でやったらいいのか。事業者単位なのか、それとも事業者のいくつか事業所がありますから、そんな単位でやったらいいのか。それからどこまでの内容を報告すればいいのか。報告先はどこがいいのかというような話を今させていただいているところでございます。

この辺のところを秋ぐらいでしょうか、少なくとも年末ぐらいには一定程度安否確認とサービス提供の内容について、お話ができるような機会がございましたら、ご説明をさせていただきますと思ひます。サービス提供についてはこれからということですね。

○福祉部長 この委員会にも当然中身が進捗すればご報告するのはもちろんですけども、委員がおっしゃっているのは、拠点単位でどういうふうな形で安否確認の仕組みづくりが行われているのかが伝わってこない、それぞれがわからないから大変でしょうということなんだろうと思ひますね。実はこれは私も福祉部というよりも、危機管理室の区民防災課と連携をとって、こういった形の安否確認という仕組みも今つくっていますよ、実際にこういった形で動きますよということは、それぞれについてお伝えしていけるように

調整はいたします。もちろん安否確認の仕組み自体は福祉部がやろうと思っているものもあって、何重にも安否を確認する仕組みはつくっているつもりでおりますので、そういったのもあわせて今後考えて、お伝えするようにいたします。

それとあと実際の拠点といいますか、地域における安否確認どうやって動くんだという話は、これはまた区民防災課の仕事とになりますけれども、地域ごとに安否確認の仕組みというのは多分違うと思います。ですから、それに合わせられるように、できるだけ区としても貢献できるような形の仕組みづくりをしていきたいと思っています。ただ、拠点そのものに全部負担を負わせて安否確認をするという仕組みにはなっていないと思いますので、基本的には災害ボランティアでありますとか防災会の方でありますとか民生委員がかかわることになっています。拠点としては、安否確認によって要援護者の方が避難してきた場合の対応をすることをまず考えていただくことになろうかと思います。

○委員 わかりました。なぜかという、結局拠点に名簿が置かれておりますので、どういう扱いなのか。我々が拠点の外に出ていくことはできませんので、いらした方のケアをするということ、それから安否確認というのは、生活を日ごろやってくための安否確認と解釈しております。ここには災害時と書いてあるので、どうするのかと思ったのでお聞きしました。大体わかりました。ありがとうございます。

○委員長 また、民生委員協議会等でもそれぞれのエリアで違うかもしれませんが、本当は安否確認の方式はなるべく統一した方が、情報が混乱しないでいいと思いますけど、それも含めてそれぞれのポジションで検討いただければと思います。ありがとうございます。ほかにこの件についてご質問等ありますか。

○委員 介護サービス事業者、練馬区内に山ほどあると思うのですね。この連絡会に必ず事業者の方が入っているのでしょうか。

○庶務係長 介護事業者ということで1,000を超える事業者さんがいらっしゃるとお聞きしております。そのうち要は訪問介護、訪問看護などの部会のそれぞれから代表の方に出ていると考えております。

○委員 現実的には在宅の利用者さんが山ほどいて、1人の利用者さんに複数の事業所が入っている場合もあるし、そこら辺の報告をしなさいということなんでしょうけど、非常に大変なことだと思うのですね。事業所が何よりもまず多い。それから利用者は高齢者がもちろん多いし、状態が重い方も多いので、在宅から亡くなったり施設入所が変わったり、非常に毎日のように変動がありますよね。その辺がまとめられるのかな、できるかなと思いますけれども、代表で出ている方たちが各事業所にそういう周知徹底がどこまでできるのか。

それから、私は制度外の助け合いの会をやっているのですが、前に東日本大震災があったときに、訪問して安否を確認した事業所もあれば、複数の事業所がいて、お互いに何回も同じ方のところに行ったりとか、いろんな事例は見聞きしてるのですが、すごく大変なことだろうなと思います。周知徹底の方法とか、各事業所で作っている災害時のマニュアルがどこまで共有できているのか、どうなるのかなと思っています。そういう状況があるんだということは、よく承知していただかないとやっていけないかなと思います。

○管理課長 ご意見ありがとうございます。今話をしている中でもやはりそれぞれの、例えば介護保険のサービスの事業者さんの考えていることと障害者のサービスの事業者さん

が考えていることは、それだけでも違いますし、それぞれの協議会さんが持って帰って各事業者さんとお話をする中でも一様ではないということは、承知はしております。

あともう一つ、複数の事業者さんからサービスを受けている区民の方がいらっしゃるわけなのですが、私ども区の方に安否の情報を下さいと言ったときに、それは災害時とはいえ個人情報になります。区に安否の情報をいただくというのは、災害対策基本法の中で、事業者さんはご本人の同意をもらわなくても提供することができるという法的な仕組みになっております。逆にいただいた区の側がそれを誰に対してもお話しできるわけではないという仕組みもあります。Aさんの事業所さんからいただいたものを区がほかの方に勝手にお話をするわけにはいかないという状況もありますので、そういったことを事業者さんにお伝えしながら、何ができるのか、どうしたら事業者さんとしても情報提供しやすいのか、無理がないのかということを考えながら、今お話を進めさせていただいております。細かい内容まで今年度中に詰めるということは難しいと思いますが、先ほど申し上げましたように、大枠でも協力はするよというところをまずは年度内に確認をさせていただいてから、その後、引き続き来年度も具体的な内容についてできる方法を詰めていきたいと思っていますし、皆様にもご報告をさせていただくようにいたします。以上です。

○委員 災害時に事業者の方を活用するという事は、前回配られた計画の9ページに該当するなと思って見ていたのですが、これとは違う話なのです、プラスなのですと先ほどお話しなされたので、この計画から新しく拡大された要素として加わったのだという理解を今しました。

それでこの計画にある事業番号2番の事業者さんと提携をしますというのは、むしろ災害時の生活支援体制の強化という意味でプラスしていくんだということが書いてあって、それはよくわかるのですが、むしろ先ほど委員がおっしゃったような、現体制ですね、この計画の中に書かれているのは災害時に避難拠点、区立小・中学校99校に参集した民生委員、区民防災組織、ボランティア等の協力による安否確認を実施します、こうなっているのですね。むしろこのところをどういうふうに進めていくのですかということ、多分委員は聞かれているんだと思います。一番難しいのは多分民生委員の方、なかなか全部できるわけじゃないだろうという話をされています。ここをどういうふうに進めるのか、非常に難しい問題だと思いますけど、これが大切なんじゃないのかなと思います。以上です。

○管理課長 1点だけ、先ほど私がそれとは別ですと申し上げたのは、この計画とは別ですという意味ではなかったです。わかりにくくてすみません。こちらの本体の方の計画の9ページに、下の事業をあわせてと書いてある。「あわせてケアマネジャーや介護・障害福祉サービス事業者等との連携により」、このまさに事業者連携というのが今ご説明させていただいたものなのですね。違います、別なものと申し上げたのは、今既に99の小・中学校に配られている要援護者名簿の件とは別な話としてやっていますとは申し上げましたが、この計画にはまさしく載っていることについて今日資料2でご説明をさせていただきました。本体の既に配られているものにつきましては、先ほど福祉部長から申し上げましたけれども、区民防災課が中心になってやっていくもので、各拠点によっていろいろ違うところはあると思いますが、それについてきちんと進めていきますということでございます。ちょっとわかりにくくて申しわけございませんでした。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私は障害者の立場から防災時の対応についてご意見申し上げます。まず、災害時要援護者という言葉ありますが、この要援護者の定義をしっかりと決めていただきたい。そして要援護者リストだけに限定するのか、あるいは施設につながっていない障害者が来たときはどうするのかということも含めて検討していただきたいということです。

それから安否確認につきましては、民生委員の方々が頑張っているとはいえ、オールマイティーではありません。特に障害者についてはかなり弱いところがございます。要するに障害者の方にも問題があるのです。要するに民生委員が日ごろなじみがないので、民生委員の方が来られても知らないよと、会わないよということがあります。そのときどうするのかと。要するに障害者に対して災害時に個々に、1対1じゃだめなのですね。ひどいときは3人ぐらい必要な障害者もいるわけです。あるいは耳の悪い方もおられます。精神障害の方もいる。そういうことでぜひ安否確認の方法については、要するに来るのを待つのか、あるいは全部もう間違いなく回って歩いていただけるのかどうか。その辺の検討をしていただけないかと思います。

それからもう一つ、その次につながる、これは熊本の震災でも明らかになったのですが、障害者に対する薬の供給とか、そういう大事な、その日から欠かせないものがあります。そういうサービスの提供について、今の計画では障害福祉サービス事業者連絡会とだけ書いてございますが、これだけで十分なのかなと。私どもはこの内容を知らないです。どういう事業者がいるのか。支援とつながっていない障害者の方々が出てきたときはどうするのかと。ナッシング・アバウト・アス・ナッシング・ウィズアウト・アスという障害者権利条約の、要するに障害者のことについては障害者に聞けという大原則がございますので、それをぜひこの取り組みの中に取り込んでいただきたい。

管理課長のご意見は、非常に納得はいきますけども、もうちょっと広い取り組み方をさせていただきたいのが私の意見です。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

事業者がどういう事業者かというのは、私たちも今この場では知らないで、そういうご意見を持ち帰っていただいて、少しご検討いただくということにしたいと思いますが。

○委員 まず、連絡会の中に当事者というか、災害弱者の誰かが入っているのですか。入っていないとすると、皆さんがこういうふうになるだろうと想像していることになってしまうので、できれば障害者なり災害弱者を入れるなり、そうでなければ個別アンケートをとるとか、もっと具体的なところに当事者を入れないと、実際のときに、それこそ東日本でも熊本でも障害者たちは結局外にいるということになっていったようですので、やっぱり現実をもう少し具体的に把握してもらわないとだめかなという思いが、聞いているときにはありました。

それからこの計画を具体的にしていこうという話が出ていましたけど、私たちは31年までの5年間で委員としてやることになっているみたいですけど、どういうつくりにして進めていくのか、段階をどうしていくのかとか、そういうことは全く考えられてないんでしょうか。一つ一つをこなしていくような形になっているんでしょうか。その辺を教えてください。

○管理課長 まず、今回資料2でご説明させていただいたのは、障害者の区民の方たちに災害時どのような形で安否確認がサービス提供ができるかという、そういう大きい話では

ないのです。区の方で何かお願いしますと言わなくても、もともとサービスを提供している事業者さんが、例えば介護保険や障害者のサービスをふだんから提供している、いってみれば顧客の方が心配で安否を確認したという情報をお持ちだったら、その情報を下さいという話なのですね。だから何かを区のためにやってくださいということではなくて、どちらにしても持っている情報があるのだったら、それを私どもにいただけませんかという、新たな負担を課すようなことではなくて、今皆さんが持つて、事業者さんが持つてる情報を区の方に下さい、活用させてくださいというのが、このサービス事業者との連携のそもその考え方なのですね。

なので、全体としての安否確認やサービス提供を全体として今考えているということではなくて、もし災害が起きたであろうということを想定すれば、事業者さんが手にするであろう情報を下さいということですので、お話しいただいている話はもう少し大きな話なのかなと。私どもが考えているのは、今できることをまずやっていきたいということと考えております。

○委員長 いろいろとご意見があったと思います。

あとスケジュールのことを先によろしいですか。先ほど平成28年度の計画が示されましたけど、その後、全体の任期中にどこまで施策を追っていくのかどうかということかと思えます。

○管理課長 まず、皆様方の任期につきましては、任期が2年間ですので、29年3月で任期が終わることになっております。ご質問はこの資料2に関してのスケジュール感ということであれば、今年度中に協定を締結したいと考えておりますので、この委員会の中でご報告できるかどうかわからないのですけれども、何らかの形で、例えば区のホームページなどして周知はさせていただきたい。その後、細かく詰めていくものにつきましては、公表という形にはならないかもしれないですけれども、もちろんお問い合わせいただければお答えできるような形をとりますし、場合によっては個別にご説明させていただきます。以上です。

○委員長 最初の資料1で説明を受けましたが、施策の1、2、3、4については今年度中にとにかく一通りやるということですよ。

○管理課長 この計画そのものにつきましては、5年間で進めていくということでございます。今年度、今日も含めて3回ある中で、それぞれの施策の中にいろんな事業がありますけれども、今進んでいるものも進んでいないものもあります。今回はご説明できる、少しでも動きのあるものについてご説明をさせていただいております。今年度まずは動きのあるものにつきまして、それぞれの施策1、2、3、4を今年度の3回の中でご説明をして、ご意見をいただいて、来年度以降の実施に反映させてきたいと考えております。以上です。

○委員 今おっしゃったのは何か障害者福祉サービス事業者との関係だけのようなので、私は民生委員との関係でいえば、ご存じとは思いますが、我々は身体障害者相談員というのが各当事者団体で何人か委嘱されている。だからできたら相談員も生かして、この支援体制をやってもらえるといいんじゃないかなと思うのですが、どうもその辺のところが入っていない。それと、例えばこの間の区報に区長の所信表明が載っていたけれども、その中に福祉はたしか入っていないのですよね。高齢者対策は入っているけれども、福祉問題に触れ

てないのですよね。そういうことで区がちゃんと我々のことを踏まえて考えているようではないような気がして、その辺が心配なのですけど、民生委員と障害者相談員との関係みたいなことについてお聞きします。

○福祉部長 2点ありましたけども、前段のご提案については、これはごもっともな話だと思います。やはりいろんな形で安否確認はやっていかないと、恐らく被害が大きければ大きいほどそれぞれの安否確認のシステムが機能しないという形になりますので、いろんな形でもってカバーしながらやっていかざるを得ないというふうには思っています。ですから、相談員の方のネットワークというのもやっぱり使っていく必要があるだろうと思います。今の時点ではこういった形のサービス事業者との連携ということを考えています。熊本の地震のときもやはり行政の持っている安否確認のシステムが機能せずに、一番機能したのはやっぱりそういったサービス事業者さんのネットワークだったというのも、これは事実言われていることですので、私どもとしてはまずそれを形になるものにしたい。それ以外のいろんなネットワークというのもやっぱり考えるべきだと思いますので、ご提案のことにつきましては、今後の課題として取り組みをさせていただきます。これは有効な仕組みだと思います。

それともう一つは、区長の二定の所信表明について福祉のことが出ていなかったということなのですが、所信表明自体は年4回ある本会議の中でそれぞれやっています。それぞれそのときそのときに具体的に話せる内容についてお話していますので、今回、障害に触れてなくても、次は触れるかもしれませんし、過去も触れていますし、そういった意味では触れてないということであれば、今回触れてなかっただけだとご理解いただければいいんじゃないかなと思います。二定の中で区政改革計画にも触れていると思うのですが、区政改革計画の中では障害福祉については具体的にいろんな形で触れています。ですから、そういった意味では区が障害福祉について忘れてるなんてことは、全くないと思っていただいて結構です。以上です。

○委員 災害時の連携体制についてなのですが、練馬区では565名民生委員がいるのですが、私の認識してるところではだいたい三、四百世帯から五、六百世帯、1人の民生委員が担当してるということなのですね。先ほど民生委員では対応できないという話もありました。確かにそうなのですが、やはり災害時の連携体制について、町会が主導するのか、それとも民生児童委員が要援護者名簿を持って把握するのか、それとも避難拠点の会長が仕切るのか、その命令系統がはっきりしてないのですよね。みんな互いに譲り合っておりまして、結局どっちつかずの状態になっているんじゃないかと思うのです。ですから、学校へ行きましても、校長先生に聞きましても会長に聞けなきゃわかんないとか、会長は校長先生がいなきゃわかんないとか、お互いに譲り合っておって、まとまった方針を決めかねているというのが現状じゃないかと思うのです。ですから、民生委員をもっと増やしてほしいという思いもありますけれども、何か中途半端な状況になっているんじゃないかと思っております。

もう一つお聞きしたいのは、練馬区の高齢者等見守りネットワーク事業協定の締結団体というのがありまして、会合を持っているわけですが、そこからの情報を私ども民生児童委員とすればいろいろとお聞きしたいなというのがありまして、例えば水道局とか東京電力とか、あるいは新聞配達とか、いろんな協力事業者との協定を結んでいるので、

そこからの情報をもう少し具体的に聞かせていただくと、もう少し前に進むのかなと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

話が大きい全体的なことと、それから今日のご説明の個別課題と二通りあると思いますけども、いずれにしても、民生委員の方々あるいは地域の町内会だけでは、もう本当に災害時、みんな被災者になりますから、動きがとれない。事業者自体もそういうことが起こり得ます。その辺のことについて事業者の立場でどういう確認ができるかということが、この今日の資料 2 だと思います。今日たくさんのご意見が出ていますけど、今度の次の検討会にでも少し整理をしていただいて、一度には解決できないと思いますし、完全なものではないので、順次進めていただければと思います。先ほどの熊本の大地震の話ですとか、東日本での事業者のかかわり方ですとか、そういうものは既に洗い出しされていると思います。区外の事業者にも、あるいは例えば埼玉県だとか練馬区を越えた事業者関係でも連携をとらなきゃいけないとか、いろんな話が多分出てくるかだと思います。いつでも起こり得るという状況になっていますので、やれるところから皆さん力を合わせないといけないことかと思っております。ちょっと大変な作業とそれから意見も全体的な大変な意見がたくさん出てきていますけども、少し整理をしていただいて、今度のときにご報告できる範囲で結構ですので、またご報告いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員 委員長のお話はわかりました。今後の進め方で、推進委員会の進め方という資料 1 がございますが、10月に施策 2 について話すということだと思います。今日は施策 1 でございますが、施策 1 についてここにいる委員の方々が納得いかない限りは施策 2 に入らないという歯どめをつけたいのです。要するに何にも変わらないで進めるというのは非常に残念なことが多いのです。今日の話は、要するサービス業者の提供するリストに基づいて動くという極めて狭い考えで動いてらっしゃるというのがわかって、これはだめだと。私どもがお願いしているのは、要するに全部の障害者、要するに駆け込んできた障害者を助けてほしいと言っているわけです。これを対象外だという言い方しておられるので。

○委員長 対象外とは言っていないのですが、まず、事業者が当たり前やらなきゃいけないことをやってほしい。必要な情報をちゃんと区なり各避難拠点に提供できる可能性があるのかどうか、そこの検討に入っているということですよ。

私が言うことではないのですが、事業としてはもう進んでいますので、だから可能な限りいい方向に持っていかなければ税金の無駄遣いになってしまいますので、よろしくどうぞご理解いただければ。

この件は時間の関係もありますので、短目をお願いします。

○委員 こういう連携をするということは、私も初めて今日知ったわけです。ある意味事業者の利用者さんというのは制度内で守られている。一方、介護保険はどんどん利用者の認定が上がってきて、要支援の方は保険から外されてきていますよね。制度を利用できない人たちの方が圧倒的に多くて、事業者さんが利用者さんに対して責任を持っていろいろ配慮できていますし、区がそこに絡む理由があまり納得できないのです。区が情報をくださいというのはわかるのですが、制度を利用している方たちは、事業者さんがすごく責任持って一人一人の方たちのことを把握してるので、別に区がその情報をそんなに細かくとらなくても、ある程度守られていると私は思っています。制度を使えないの方が圧倒

的に多くて、そういう要援護者が区内に山ほどいると思うのです。私たちはずっと地域福祉計画の検討をしている中で、要援護者と名乗り出られない方も山ほどいて、そういう困っている人たちをどう見つけていこうとか、そういうことは施策として何ら多分進んでないと思います。こういう連携のエネルギーを使うのだったら、そういう方にもっとエネルギーを使ってほしいなど。話を聞けば聞くほど、事業者さんと区とが連携する必要ないとは言いませぬけど、そういう感想と意見を持っています。

○委員長 それでは、この辺でこの話はやめたいと思いますけど…。

○福祉部長 じゃあ、最後に。ご納得いただけるかどうかわかりませぬけど、今の全体のお話というのは、この提出した資料 2 よりもずっと広い問題意識でいろいろご意見をいただいているので、それについての資料をご用意してないので、的確に答えられてないのは申しわけないなというふうには思います。ただ、先ほどもサービス事業者さんの情報が有効だったというのは、熊本地震のときでも、これはもう行政のやっぱり安否確認のシステムが機能しなかったという点で、非常に有効だったのは事実です。ですから、まずそれは区としてはやりたい。ただ、委員がおっしゃるように、それ以外の一番つかみにくい、それ以外の要援護者、これが問題になっているのも事実です。熊本の地震においても、安否がつかめる人はつかめたよ、それはよかったね。ただ、つかめない人がいるよね、それは問題であるというのは、我々も認識しています。先ほどもほかの委員の方から薬の問題もあるよねとご指摘がありましたけれども、そういったものは別に地域医療担当部が担当しておりまして、地域防災計画の仕組みの中でそういったものをどうするのかとか、例えば透析患者さんについてはどうするのかとか、胃ろうの患者さんについてはどうするのかとか、いろんな形の検討は進めています。それを今日全てお示しすることはできないので、ちょっとご納得いただけなかった部分はあると思うのですけれども、それについては余りにも大きい話なので、恐らく 1 回やったとしても済まないぐらいの資料を積み上げないとご説明し切れないのかなと思うのですけれども、先ほど委員長のお裁きがありましたので、時間の範囲内で次回、説明できる分量のものをちょっとご用意して手当ていたします。

○委員長 要援護者等、あるいはそこに名簿としては出てこない人たちも含めてさまざまな人たちが地域にいるのは事実です。それから事業者自体も自覚をしてやってほしい、狭い領域なのですけど、事業者同士の連携も必要なのではないかとということも区の今回の取組みに入ってきているわけですね。なので、とにかくやれるところからやっていきたいというのが多分区の方の考え方だと思いますし、それから地域の中で町内会でそれぞれ相互に、そういう名簿にないけれども、助け合わなきゃいけないというようなこともあると思います。とにかく二重、三重にやっていけないといざというときにはどうも立ち行かないというのは、さっきの熊本の大地震と全く同じですね。結局は遠くの人がまた応援をするとか、そういうこともありますけれども、それも大事なことなのですよね。なので、今、部長の方でお話ありましたけれども、とにかく 10 月のところに進捗状況も含めてご報告をいただくということにさせていただきます。

時間の関係もありますので、先に進ませていただきたいと思います。

次の議題が地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくりについて、資料の説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員 区の計画なのに社会福祉協議会の職員が説明するのはおかしいのではと思われる

かもしれないのですが、実はこの計画を立てる前の計画のとき、私どもでいえば今お配りしているこのピンクの概要版の計画は第 4 次地域福祉活動計画ですけれども、この前の第 3 次地域福祉活動計画のときに練馬区と連携をとって、当時の練馬区地域福祉計画と連携して、どのように地域福祉を進めたらいいかというのを意見を交換していきました。その中で社会福祉協議会から提案しました小さなエリアで顔の見える範囲で福祉を進められるようなまちづくりができたらいいな。そういった意味で小地域福祉活動の推進には地域福祉コーディネーターという職員を配置して地域福祉を進めたいんだという意見を社協から出した提案を区の方が受け入れてくれて、前回の地域福祉計画から地域福祉コーディネーターの配置を掲載してもらっています。同様に私どもの地域福祉活動計画の方にも載せていて、それが第 3 次、現在の第 4 次計画にも地域福祉コーディネーターの配置が載せてあり、取組みが進んでいます。

ずっと住みたいやさしいまちプラン、この今回の計画の概要版の 5 ページに取組項目と取組内容の 3 番、「地域課題を自ら解決する力を引き出す」、赤いところ、取組項目と取組内容の 3 番、③「地域課題を自ら解決する力を引き出す」、ここの（1）に「地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり」というように、地域福祉計画の方にも掲載をしています。今回、私どもの練馬社協の第 4 次計画と区の方の計画がやはり連携して、同じことを進めているという状態なのです。

地域福祉コーディネーターをどういうふうに進めてきたかといいますと、ボランティアセンターの職員が地域福祉コーディネーターを兼任して、ボランティアコーディネーターでもあるし地域福祉コーディネーターでもあるということで、光が丘と豊玉の地区をモデル地区にして始めました。例えば孤立死のあった団地の中の役員の方がもうこういうことは二度と起きてほしくない、出たくない、じゃあ、どうしたらいいだろうかということ住民の皆さんだけで話し合うよりは、地域福祉を進めることに専門性を持った地域福祉コーディネーター、私ども社協の職員と一緒に入ることで、どうやって進めたらいいかという話し合いができます。また今非常に議論になっている災害時にどうやったら、あそこに目の見えない方がいるとわかって、ちょっと様子見に行かなきゃと災害時に言えるには、平常時からお互いに知り合っていないてはいけないんじゃないか、そのためにはどうしたらいいかということでサロンをつくったりとか、一緒に勉強会をしたりとか、どういうところで困るのかは当事者の方から聞くのが一番なので、お話を聞く機会を持つとか、そういったことを地域福祉コーディネーターが住民の皆さんと話し合っただけで進めてまいりました。ということをやってきたので、今回のこの計画にも「地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり」という項目ができたんだと思います。

本編の方に（1）「地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり」と書いてあるのは、地域での支え合いの力を高めることを目的として、練馬区社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置すると載っています。概要版では 15 ページ、ここに地域福祉コーディネーターを載せていただいています。この漫画の中にあるように、これはまちづくりセンターの職員が、私たちが一生懸命地域福祉コーディネーターとして取り組んでいるということを目で訴えられたらいいんじゃないか、要は人と人、団体と団体、いろんなことをつなげて、その思いが一緒の人を形にしていくということを地域福祉コーディネーターはやっていくんだというのを漫画であらわしてくれました。こんなふうにして地域

福祉コーディネーターを進めています。

ということで、私どもの概要版をごらんください。3ページにどのように進めていくのですかと書いています。誰もがわかりやすくというのをモットーに概要版をつくりました。それで社会福祉協議会のイメージキャラクターであるネリーがみんなに説明をするという形で、誰がどのように進めていくのですかということに対して、ネリーが答えているのが3ページが一番上です。地域福祉協働推進員（ネリーズ）と地域福祉コーディネーターが協働で小地域福祉活動を進めていきますよということです。突然このネリーズが出てきたのですけど、このネリーがまちづくりをするに当たって言っているのは、実は第3次計画のときに地域福祉コーディネーターが地域に出向くことで地域の福祉を推進できると思ったのですけど、第3次計画を進めている中で気がついたのは、職員が住民の皆さんのところに行ってやっているだけではだめで、やはり住民の皆さんが中心となって、当たり前のことなのですけど、そこを中心としてやることをより見せていく方がいいだろうと。それなので、住民の皆さんがネリーズ、地域福祉協働推進員となって一緒に地域福祉を進めていった方がいいんじゃないか。住民の皆さん、いろんな活動されている方がいらっしゃいます。思いもいっばいある方がいらっしゃいます。そういう方たちがネリーズとして一体化していくことで一緒にやっていけたらいいんじゃないかということで、第4次計画はこの地域福祉コーディネーターとネリーズが一体化していくところが看板となっております。

概要版の4ページと5ページをお開きください。どんなことをイメージしているかということで、支えられたり支えたり、こんなまちになるといいな、ネリーズのいるまちということで、絵に描いてみました。5ページの一番上をごらんください。ご近所同士のおしゃべりから隣のおばあちゃんの物忘れがひどくなって家族が困っていることを知った。つまり、隣の人と色々なたわいもない話、井戸端会議とかしてるときにお隣さんが困っていることを知った方が、いいおせっかいをして、地域福祉コーディネーターという人がいるから、あの人にどうしたらいいか聞いてみようよ、そういうふう呼びかけてくれた。それによって地域福祉コーディネーターがどうしたらいいか教えてくれて、物忘れがひどくなったおばあさんにどういうところに相談したらいいかがわかった、そんなことをしてくれる人がネリーズじゃないかということで、この挿絵を描いてみました。

先ほど委員が要援護者に入っていない人もいないんじゃないかと言われたのですけど、地域で実は一番知ってらっしゃるのは住民の皆さんだと思うのです。住民の皆さんが把握していることをちょっと口に出す。ちょっとあの人心配なんだけど、どうしようか。小さなおせっかいでもいい、それを出していく、いいおせっかいを出していくことで、まちがよくなっていくんじゃないかということ、私どもは地域福祉コーディネーターが地域に出向いてネリーズの皆さんとやっていけたらいいなと思っています。

ということで、ぜひともここにいらっしゃる皆さんにもネリーズになっていただけたらいいなと思っています。ネリーズになったらこの缶バッジをつけられるのです。ピンクと緑色のかわいい缶バッジを今日10個持ってきました。自分のまちはこんなまちだよ、とってもいいまちだよ、自分がやってることを人に発信したいな。それを懇談会で発信したり、地域福祉コーディネーターに伝えたりしていただくことで発信できたらいいかな。そうやって一緒にやさしいまちづくりができたらいいなと思っています。地域福祉コーディネーターに関しては以上です。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。皆さん、ぜひ地域福祉推進員になっていただければと思います。

○委員 ネリーズはわかりましたけど、もう一つまちづくりの方でサポーターというのがあるのですけれど、この関係はどういうふうになりますかね。

○委員 サポーターがどなたかということの前に、サポーターの皆さん、民生児童委員の皆さん、町会の役員の皆さん、いろいろな立場の方たちをみんなひっくめて私たちはネリーズと思っているのです。それぞれいろんなことをやってらっしゃる方が、実はサポーターってこんな役割を担ってるんだよ、民生児童委員はこういう役割を担っているんだよということを発信していただかないと、住民の皆さんも知らない方は多くいらっしゃる。ちょっと発信する、伝えていくというのがネリーズの役割かなと思っています。

○委員長 余り名前にこだわらないで実をとる、お互いに連携をし合う、そこがすごく重要かと思っています。

副委員長のコメントがありましたら、一言。

○副委員長 地域福祉というのは非常に見えにくい福祉と言われているのですね。例えば保育所というと皆さん非常にわかりやすいですよ。あるいはリハビリというのもある意味ではわかりやすい。でも地域福祉というのはなかなか1回で、目に見てわかる話ではないのです。今日の説明を、皆さん、ああそうなのかと思いながら、人と人をつなぐってどういうことかなとちょっと思った方もいると思うのですね。でもそういう意味では、一つに限定をしていないので、さまざまな事例を住民の人たちとみんなで作っていくというのが、ネリーズの役割でもありますし、地域福祉コーディネーターというのは、ちょっと見えにくいのですけれども、住民の方々の役割をよりバックアップしていくというか、相談役でもあり、コーディネートをする役割だというふうにご理解いただくと大変いいんじゃないかなと思います。

○委員長 私のようにネリーズじゃない人間から見ると、区民はみんな自分でネリーズだと言えればいいと。バッジをつけてるかつけてないかにかかわらず、お互いに協力し合わなきゃいけないということですね。

それでは、次の話題に移りたいのですが、やさしいまちづくり支援事業について説明いただけますか。

○ひと・まちづくり推進係長 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長です。

資料3に基づきまして、やさしいまちづくり支援事業についてご説明をさせていただきますと思います。

いま一度概要版の方にお戻りいただきまして、2ページ、3ページをごらんいただければと思います。この計画の目標は、「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」ということで、これを目指すために計画書が何ページにもわたって、概要版では数は少ないですが、幾つかの事業をご紹介します。区はもちろん社協の皆さんと一緒にこういった事業を展開して、この目標が達成できるように、近づけるようにしていますけれども、なかなかそれだけではできないというか、まだまだ足りないところがあると思うのですね。やはり行政だけではなくて、区民一人一人の皆さんのお力もおかりしたい。先ほどのネリーズもそうだったと思いますけれども、今日これから私が説明させていただきますのは、同じように区民の方のお力をかりながら、どうしたらこの計画がより実現できるか

などというところを区民の皆さんからアイデアを出していただいて、そのアイデアに対して、助成金という形で支援をさせていただこうという事業です。

資料 3 の方にお戻りいただきまして、実はこの事業は平成 18 年度からずっとやってきています。今回、計画が統合して新しい計画になったこともありまして、名前をやさしいまちづくり支援事業という形に変えて再スタートしたところですが、事業内容としてはそれほど大きく変わっていないのですが、改めて一つ一つどんな事業なのかを説明させていただければと思います。

これまでは、主に福祉のまちづくりに関する事業に対して助成を行っていましたが、計画が一緒になりましたので、もともと重なってる部分が多かったのですが、もう少し範囲を広げて地域福祉の分野にも対象を広げて、対象となる事業を広げています。

この助成金を受けられる方々ですが、練馬区内を活動地域の中心としていて、これからもある程度続けてやっていこう、そして練馬区に住んでいる、もしくは在学、在勤の方が 3 人いれば対象とさせていただきます。いわゆる法人格だとか前年の実績があるといったことは、基本的には要件とはなっていません。

どんな助成をするのかということですが、2 つの部門で今年度からは進めています。1 つは（1）のはじめの一步助成部門、それから 2 つ目が（2）のやさしいまちづくり活動助成部門。（1）の方は次の年からやさしいまちづくりという少しレベルアップした企画提案を目指している方へ、本当に言葉どおりなのですが、最初何かやってみようかなという区民の方が調査とかマナー研修だとか、そんなことを対象にした事業に対して 5 万円の助成金を 1 年間出すものです。応募の受付期間は、今年は 4 月の 11 日から始まりまして、10 月の 11 日まで募集する予定になっています。

次に（2）ですが、こちらは先ほどの 5 万円のコースよりももう少し具体的に活動を進めていただく内容、事業に対して 20 万円を交付して支援をするものです。これについては、同じグループの方には 3 回まで、つまり 3 年間を上限として助成をしております。応募の受付期間は、こちらはもう実は終了してしまっていて、5 月の 6 日までとなっております。

次に企画提案の要件でございます。先ほどから申し上げております計画の目標、取組の視点だとか施策を実現していただけるような活動ということで、具体的に住民の方が主体となって実施できる範囲であること。大きなことではなくて、本当にご自分の身の回り範囲の事業で結構でございます。当然ながら公共性があること。そしてこれがまた大事だと思うのですが、実際皆さんが暮らしていく中で行政にはない新しい発想だとか手法だとか地域の資源を生かした取り組み、その成果が先ほどから申し上げている地域福祉だとか福祉のまちづくりに寄与していただけるものと考えています。

すごく大ざっぱな内容でなかなかわかりにくいですし、地域福祉や福祉のまちづくりはとて範囲が広いかと思うのです。先ほど副委員長からも見えにくいと言われました。ですので、今日は冊子の方をお持ちいたしました。こちらのやさしいまちづくり支援事業という今日お配りした冊子なのですが、こちらが昨年 1 年間で助成を受けた団体の紹介になっています。全部で 16 団体。いわゆるはじめの一步部門という 5 万円のコースが 2 団体、残りの 14 団体がいわゆる 20 万円のコース、パートナーシップ活動部門と書いていますが、今年からはやさしいまちづくり活動助成部門と名前を変えております。

簡単にご説明しますが、もうそれぞれが、全く違う個性豊かな活動になっております。

例えば 2 ページのはじめの一步部門をごらんください。これは障害のある方々といっても車椅子の方もいれば、視覚障害の方もいる、精神障害の方もいる、さまざまな障害がある方が集まって、最終的には就労支援につなげていこうという活動をするのですが、まずは交流から、知ってもらうことからということで始まった活動であるとか、「パズルを作って解いて認知症予防!」。敬老会などを回しまして、パズルを使って地域福祉、福祉のまちづくりを盛り上げようという団体さん。「湯ちゃぶの会」といまして、これは貫井浴場というお風呂屋さんにも月 1 回集まって、体操したり歌を歌ったりする居場所づくりをする活動。ご自宅を改装して、月 1 回居場所づくりをしている方。歌と体操でいろんな施設を回っている方。ボッチャというパラリンピックのスポーツ、多様な方々への理解を深めようという活動をする方。それから、空き家を活用した子育て支援をしている団体。子どもではなくて、これは敬愛を込めて申しているのですが、定年おやじといまして、主に高齢の男性の方を対象にして地域に出てきていただくという活動。耳の聞こえないお母さんたち、赤ちゃんから小学生ぐらいのママたちが集まっている団体なのですが、手話を交えた居場所づくり、そういった活動もあります。

高齢者支援、障害者支援、居場所づくり、いわゆる区役所の部署とか枠では捉え切れないような活動を提案していただいております、こういった活動に対して金額は 5 万、20 万なのですが、はじめの一步から支援をさせていただいて、地域につなげていくという事業でございます。

今日は事業の説明ということで、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よくわかりました。

ではせっかくですので、昨年度助成を受けていた委員の方、この事業を今年度も継続しているんでしょうかね。これ昨年度ですよ。

○ひと・まちづくり推進係長 これは昨年度の分です。

○委員長 もらってよかったのかよくなかったのか。3 年間継続できるということですけど、何か縛りがあるとか、あるいは評価をどうするのか。一番知りたいのは事業に対する評価がどうなっているのかというのが聞きたいところなのですが。簡単でいいので、時間の関係もあるので、あまり長くならないようお願いしたいと思います。

○委員 私は「パワーアップシンガーズ“SOLE”」という団体の代表をしております、5 万円のはじめの一步部門から 20 万円の昨年度まではパートナーシップ部門だったのですが、それを今年で 3 回目の助成をいただきました。今年は少し値段下がってしまったのですが。出した企画によって、例えば 20 万円申請しても 20 万円満額もらえるとは限らないということもございます。

やはり一番感じるのは、とにかくお金をいただくということの厳しさですよ。それに対してどういう結果を残していくか。それを 1 年間通して考えていかなければならず、かついろいろなイベントなどもやらせていただくのですけれども、参加人数ですとか、結果をきちんと中間報告と最終報告でご報告をさせていただくと。それがまた翌年の評価にもつながっていくということで、助成を受ける方としては非常に大変でしたね。ただ、こういったことは今後、ボランティア活動ということについてそれをいかに継続させていくかという基盤をつくるという意味では、こういった助成をいただけるというのは非常にありがたいことだと思っております。また、助成団体として認めていただけたとことで、助

成団体という表記をすることもできたりしますので、このご縁をいただけたのは非常に感謝しております。

○委員 「子育てサークルのなないろ」のメンバーです。私たちはもう卒業なので、今年度からはお金は一切いただけないので、NPOにまで発展できるほどになったかという、それはなかったのですが、子育て中のママたちが集まって何かできないかということで進めていったのです。私たちができることを一歩でも二歩でもという形で。何よりも知ってもらいたかったのが、やはり障害のある方々のことをやはりママたちが知らない子供にも教えてあげられないし、子供が知らないと結局その子が大きくなったときに何にも知らない無関心、それがやはり一番怖かったので、伝えられることがないかということで、本当にできる一歩ですが活動してきました。練馬区の助成を受けていますというだけでかなり活動がしやすかったです。それと、活動をしたことで、地域とつながったママたちが結構いらっしゃって、それは大きな財産だったと思います。なので、何もできないと思っているよりは、できること一歩でも、こういう助成金を活用するといいいかなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

子育てパパを応援するというのはいないのですか。

○委員 ねりパパという大きな団体があります。

○委員長 ねりパパの方は申請されてないのですか。

○ひと・まちづくり推進係長 ねりパパという団体は、5万円が1回と20万円が3回で既に卒業しています。

○委員長 わかりました。私も前から聞いていて、平成18年度から始まっているということですが、すごくいい事業ですよ。ただ、継続するのが住民にとっては非常に困難なことがたくさんあると思いますけど。それをまたかかわった人が新しいグループをつくるとか、そういうような発展系もたくさんあると思いますけれども。

何かご意見とか感想だとかありますか。

○委員 この制度はすばらしいと思うのですが、3年で終わってしまう。この制度が本当に大切なものだったら、制約して審査を厳しくしてでも、継続してやっていく価値はあるのかなと。評価の仕方がなかなか難しいと思うのですが。私は、今までの経験からこの助成をもっと続けてほしいというのが私の願いです。

○委員長 助成は3年で終わるけど、活動はそこで終わるということではないのです。ただ、今おっしゃったように、もちろん審査は厳しくなるかもしれませんが、追加コースじゃないけど、プラス特別な申請があり得るとか、もちろん限られた税金の中で工面しなきゃいけないので、助成金を捻出するのも大変かと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、ちょっと予定の時間に若干踏み込みそうなのですが、今後のスケジュールについてお願いいたします。

○地域福祉係長 今後のスケジュールなのですが、次回、第8回の推進委員会は10月の中旬を予定しております。次第の方には施策2についてご意見いただくと書いておりますけれども、あくまで施策2を中心ということとして、先ほどご意見いただきました災害時の事業者連携の途中経過の報告もさせていただきますし、そのほかその時期に皆様か

らご意見いただきたい案件がありましたら、ご報告させていただきたいと考えております。

第 8 回の日程が決まりましたら、通知を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

今日の段階では施策 1、事前に配付されたとはいえ、少し時間的に皆さん方が考えておく時間がなかったかと思えますけど、今度はこの概要版だと 8 ページということになっていきますので、ご意見があれば事前に出していただくというのも手かもしれませんね。関係各課から情報提供していただくこともあるかもしれませんので、今日ほとんどの方が出席されていますので、この施策 2 についてのご意見がもしあればということで、8 月いっぱいぐらいに提出していただくというのはどうでしょう。

○管理課長 それでは、7 月いっぱいまでに施策 2 の中で何かご要望がありましたら、事務局の方までご連絡いただけますでしょうか。それを受けてこちらの方で、必ずそれでご用意ができるとは限りませんが、資料を用意させていただきます。

○委員長 この施策についての意見、ご意見等、これからに向けた提案ですとか、住民の方々と協働してやる動きだったり、そういうことがあるかもしれませんので、わかりやすく事務局の方に提出していただくと大変助かりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

その他、皆さんの方から何かご意見ですとか、この機会に、先ほども次回に向けた若干宿題が残りましたけれども。それ以外で宿題を事務局あるいは私たちのメンバーの方に課するようなご意見とかご提案がありましたら、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 意見なのですけども、前にもいろんな課が連携して庁内会議をしてるんだと説明があったのですけれども、さっき言いました障害者相談員というのは担当は障害者施策推進課ですが、そういうところと連携してどういう話し合いがあったか、次のときに報告していただきたいなど。どれぐらいのレベルまで庁内会議で進めてるのかというのが知りたいのでよろしくお願いします。

○委員長 先ほども委員からもご質問がありましたけど、事業が展開してないじゃないかという、成果や達成の中身についてのご意見がありましたけども、単純なことでも結構です。具体的に事前に質問でもあるいはご意見でもお寄せいただけるといいかなと思います。多分それが地域福祉につながっていくと思います。どうぞひとつよろしく願いいたします。

それでは、時間も来ましたので、これで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで第 7 回の推進委員会を終了させていただきたいと思います。どうも活発な議論ありがとうございました。